

建設市場におけるクリーンウッド法の現状と 木材DDの手段とするための改善提案

2021年11月29日

一般社団法人日本建設業連合会
木造・木質建築普及ワーキングチーム
標準化・規格化サブワーキングチーム

日建連 木造・木質建築普及ワーキングチームとは

脱炭素社会の実現に向けて再生可能な材料である木材利用への取組みが求められる社会情勢の中、耐火木造建築の設計法及び施工法などの発達普及に伴い木造・木質建築の大規模化、高層化が拡大しつつある。

しかし、一方で木造・木質建築に関する設計・施工技術は、特別な技術としての一面が見られ、関連情報へのアクセス・収集が必ずしも容易ではない状況となっている。

会員企業が関係諸問題を共有し、日建連外部への発信を可能にするために構築したものの。

日建連 木造・木質建築普及ワーキングチームとは

①環境・木質建築情報サブワーキングチーム

・木造木質プロジェクト情報ならびに温室効果ガス削減に関する情報の整備・共有と社会への発信を行う。

②木の建築特性見える化サブワーキングチーム

・木材利用について建築主などに説明する際に活用できるメリットやデメリット情報の整理・発信を行う。

③標準化・規格化サブワーキングチーム

・標準化・規格化による木造木質建築普及のため木関連協会団体へ積極的な提言・協力を行う。

④関連法規制サブワーキングチーム

・木造・木質建築関連法規制に関わる会員企業の要望を取りまとめ、国土交通省等とのコミュニケーションを図ることを通じて規制の合理化に貢献する。

日建連 木造・木質建築普及ワーキングチームとは

参加企業22社

(株)浅沼組

(株)安藤・間

(株)大林組

(株)奥村組

鹿島建設(株)

(株)熊谷組

(株)鴻池組

五洋建設(株)

清水建設(株)

大成建設(株)

大豊建設(株)

(株)竹中工務店

東亜建設工業(株)

東急建設(株)

戸田建設(株)

(株)ナカノフドー建設

西松建設(株)

(株)長谷工コーポレーション

(株)フジタ

前田建設工業(株)

馬淵建設(株)

三井住友建設(株)

クリーンウッド法 登録第2種木材関連事業者

登録：2社

(株)浅沼組

(株)安藤・間

(株)大林組

(株)奥村組

鹿島建設(株)

(株)熊谷組

(株)鴻池組

五洋建設(株)

清水建設(株)

大成建設(株)

大豊建設(株)

(株)竹中工務店

東亜建設工業(株)

東急建設(株)

戸田建設(株)

(株)ナカノフドー建設

西松建設(株)

(株)長谷工コーポレーション

(株)フジタ

前田建設工業(株)

馬淵建設(株)

三井住友建設(株)

クリーンウッド法 登録第2種木材関連事業者

登録：2社 **登録検討中：3社**

(株)浅沼組

(株)安藤・間

(株)大林組

(株)奥村組

鹿島建設(株)

(株)熊谷組

(株)鴻池組

五洋建設(株)

清水建設(株)

大成建設(株)

大豊建設(株)

(株)竹中工務店

東亜建設工業(株)

東急建設(株)

戸田建設(株)

(株)ナカノフドー建設

西松建設(株)

(株)長谷工コーポレーション

(株)フジタ

前田建設工業(株)

馬淵建設(株)

三井住友建設(株)

クリーンウッド法 登録第2種木材関連事業者 **登録済**

登録してわかったこと

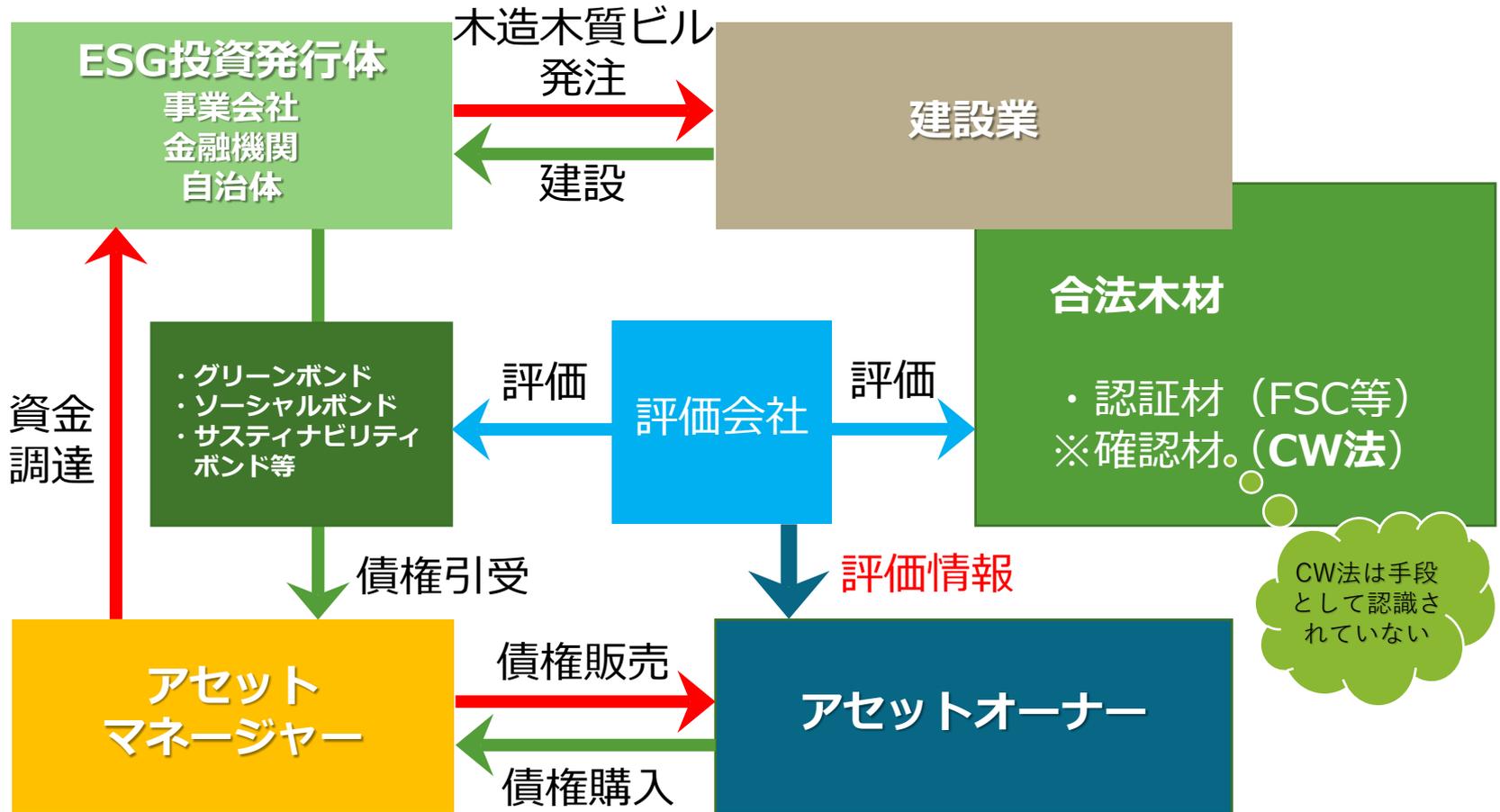
- ・“合法性確認に至らず”を許容する制度設計になっている。
- ・ゼネコンからの発注先（集成材メーカー等）が積極的でない。
- ・持続可能性、合法性、トレーサビリティを証明する手段になっていない。

クリーンウッド法 登録第2種木材関連事業者 **未登録**

何故登録しないのか

- ・登録することによるメリットが無い。
- ・登録しないことで不利益が生じない。
- ・PR不足、浸透してない。必要な場合、認証制度を選択。

木造・木質化を推進する建設業とクリーンウッド法



日建連からの提言（ワーキングチームでの意見）

① CW法改正により推進法からの脱却

EUや北米等と歩調を合わせて法令の厳格化を進め、森林認証制度に頼らない投資家からも認められる合法性証明の仕組み作り（段階的に）を考えてほしい。

② 木材関連事業者に特別枠を設定

現行の登録第1種、第2種木材関連事業者（スタンダード事業者）に加えて、厳格に合法性確認を行う事業者には、**特別第1種、特別第2種**といった特別枠（**プライム事業者**）を設けることで差別化を図ってはどうか。

日建連からの提言（ワーキングチームでの意見）

③ システム化

現在行っている紙の納品書によるトレーサビリティの確認を電子化によりシステム化する。さらにブロックチェーン技術により証明性を高める。

④ メリットの明確化による登録事業者増

登録事業者には補助金等の面で優遇措置を設けることで登録事業者を増やす。カーボンプライシングにおける排出枠算定の前提とする。

⑤ 社会にアピール

合法木材利用の必要性和改正CW法を世の中に周知させる戦略を立てる。例えば、建築主にCW法合法証明書を発行する制度を作る。